

判決年月日	平成23年2月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成22年(行ケ)第10162号		
特許を無効とした審決が、一致点の認定及び相違点に関する判断に誤りがあるとして取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条2項

1 原告は、発明の名称を「球技用ボール」とする特許第4155708号(請求項の数10)の特許権者であるところ、被告からの特許無効審判請求に基づき特許庁が請求項1~4,6~9を無効とする旨の審決をしたことから、その取消しを求める本件訴訟を提起した。

争点は、本件発明が、仏国特許出願公開第2443850号明細書(甲3の1)に記載された発明との関係で進歩性を有するか(特許法29条2項)、である。

2 本判決は、次のとおり、本件発明と甲3の1に記載された引用発明1との一致点認定及び相違点に関する判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

(1) 一致点認定について

「...本件発明1は、皮革片の周縁部を折り曲げ、折り曲げ部に設けられる接合部において、隣接する皮革パネルと接着するという構成をとるものである。このように、本件発明1における「接合部」は、接着するための部位であるから、一定の領域を有する「面接触」を要するものと解される。これに対し、...引用発明1は、カップ状の皮革パネルの裾部分(周辺端面)のみを接触させたものであり、接触している部分は線接触であると認めるのが自然である。

そうすると、引用発明1における皮革片の接触部は、接着するための接合部とはいえず、本件発明1における接合部に相当するということとはできないから、この点を一致点とした審決の認定は誤りである。そして、「接合部」の有無は、皮革パネルの接着に関する相違点2の前提となるものであって、この点の相違も含めて相違点2についての本件発明1の構成の容易想到性を判断すべきなのに、審決はこれを怠っている。したがって、取消事由1は、理由がある。」

(2) 相違点に関する判断について

「(1) 本件発明1の「折り曲げ部」は、縫いボールと同様の飛距離、グリップ性等を得るために、皮革パネル間に、縫いボールと同様の深くて狭い溝を形成するために採用された構成である。

これに対し、...引用発明1は、手工業的に実現されたボール、すなわち縫いボールに近い外観を有することを目的とするものであり、そのために、とりわけ隆起に着目し、隆起部分を有するボールとするために、皮革片を椀型(カップ状)に成形するという構成を採用したものと認められる。

このように、本件発明１と引用発明１は、貼りボールに縫いボールの特徴を取り入れようとする点では共通するものの、技術的着眼点は、本件発明１が飛距離等であるのに対し、引用発明１では外観であって、異なっている。また、貼りボールの外観を縫いボールに近づけるための手法としては、甲３の１に従来技術として記載された「縁端を装飾した皮革片を、空気袋に直接貼り付ける」手法、本件発明１のように「折り曲げ部」を設ける手法等、種々の構成が考えられるところ、引用発明１においては、上記のとおり「隆起部分」に着目した構成を採用したものであり、甲３の１の記載によっても、本件発明１のような、縫いボールと同様の深く狭い溝を形成するという思想は窺われないのであって、そのことに伴い当然のことながら、引用発明１と本件発明１とは、採用された構成も異なっている。

(2) 本件発明１の「折り曲げ部」の構成については、曲げる角度が９０度よりも小さな角度になる場合も含まれると解されるが、縫いボールと同様の溝を形成するという発明の目的や、「折り曲げ」の語意を考慮すると、単に曲げられているだけでなく、相当程度大きな角度で曲げられるべきものと解される。そうすると、仮に、引用発明１の皮革片の周縁部分に「折り曲げ部」の構成を採用した場合、「折り曲げ部」において相当程度大きな角度で曲げられることになり、それよりも内側の部分は平坦に近い状態になってしまうから、大きな隆起を形成することができなくなり、引用発明１の「隆起部分」の形成という目的に反することになる。

(3) さらに、縫いボールにおいて、「折り曲げ」は、縫うことによって必然的に生じるものであり、両者は一体不可分の構成ということが出来る。したがって、折り曲げ部を有する縫いボールが周知であるとしても、このうち折り曲げる構成のみに着目し、これを縫いボールから分離することが従来から知られていたとは認められず、これが容易であったということもできない。

(4) 小括

以上の点を総合すると、引用発明１において、「曲げ部」を「折り曲げ部」とすることが、当業者にとって容易に想到し得たことであるということとはできない。」